

ID: 87

担当部署: こどもみらい課

処分の概要	利用者負担額の減免		
例規名 根拠条項	高根沢町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例 第3条		
例規番号	平成27年条例第3号		
【基準】 第3条の規定による。 (利用者負担額の減免) 第3条 町長は、災害その他の理由により特に必要があると認めるときは、利用者負担額を減額し、又は免除することができる。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日